

府政防第232号  
消防災第162号  
平成28年2月22日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

消 防 庁 次 長

「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」  
の改定について（通知）

地震等による大規模災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続しなければならない通常業務を抱えています。したがって、災害時に地方公共団体自らが被災し、資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の策定等により、業務継続性を確保しておくことが極めて重要です。

また、先般の防災基本計画の修正において、業務継続計画の策定等に当たっては6つの重要要素について定めるとともに、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえて業務継続計画の継続的改善等を行うものとされたところです。

平成27年5月に内閣府（防災担当）において、人口が1万人に満たないような小規模な市町村であっても業務継続計画を容易に策定できるよう「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を策定したところですが、今般、より実効性の高い業務継続計画の策定を支援するため、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（平成22年4月）についても、東日本大震災の教訓や近年の災害事例等を踏まえ内容の拡充等を図り、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（以下「手引き」という。）として改定しました。

貴職におかれましては、本手引きを参考にして、業務継続計画の充実や訓練の実施などにより、実効性のある業務継続性の確保を図っていただきますようお願いいたします。また、管内の市町村に対し、速やかに本手引きを周知していただくとともに、市町村向けの研修会等において御活用いただくなど、管内市町村の業務継続性の確保をより一層推進されますようお願いいたします。

（添付資料）

- 「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」
- 防災基本計画 新旧対照表（抄）（平成28年2月修正）

## 防災基本計画 新旧対照表（抄）（平成28年2月修正）

### 第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(7) 公的機関等の業務継続性の確保</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体等の防災関係機関は，災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため，災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから，業務継続計画の策定等により，業務継続性の確保を図るものとする。また，実効性ある業務継続体制を確保するため，必要な資源の継続的な確保，定期的な教育・訓練・点検等の実施，訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し，計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(7) 公的機関等の業務継続性の確保</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体等の防災関係機関は，災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため，災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから，業務継続計画の策定等により，業務継続性の確保を図るものとする。また，実効性ある業務継続体制を確保するため，<u>地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ</u>，必要な資源の継続的な確保，定期的な教育・訓練・点検等の実施，訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し，計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。</p> <p><u>○特に，地方公共団体は，災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから，業務継続計画の策定等に当たっては，少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制，本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定，電気・水・食料等の確保，災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保，重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</u></p>